

精神障害者地域移行・地域定着支援事業

平成23年9月

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(福田課長)

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
施策大目標分野	1 医療サービスの安定 的供給	2 高年齢者医療制度改革 を含めた持続的・安定 的な医療保険制度の 構築	3 国民の健康支援	4 衛生的で安心・快適な 生活環境の確保	5 高齢者が生きがいを持 ち、安心して暮らせる 社会作り	6 年金制度の確立	7 安心して信頼できる 社会の実現	8 障害のある人も障害 のない人も地域でと もに生活し、活動する 社会の実現	9 戦傷病者等の援護	9 質の高いサービスの 提供

施策中目標

1	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する
---	---

施策小目標

1	障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実させること
2	障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

その他、以下の事業と関連がある。

特になし

2. 現状・問題分析

(1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成19年度）

①現状・問題分析

精神科病院に入院している精神障害者については、退院後の住まいの場を始めとする地域の資源は精神科病院以外に適当なものがないという地域が多く、地域生活を支援する体制も充分ではないのが現状である。現在、精神病床に入院している精神障害者約32万人のうち、約7万人が受入条件が整えば退院可能な者（以下「退院可能精神障害者」という。）となっている。

そこで、医療計画における精神病床7万床の削減を促すため、基準病床数の算定式の見直しを行い、さらに、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画による計画的な障害福祉サービスの整備や退院促進支援事業による退院支援を実施している。また、障害者基本法に基づく障害者基本計画に沿った重点施策実施5か年計画や障害福祉計画の基本指針においても「平成24年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」とされており、平成24年度までを集中的取組期間として退院・退所及び地域定着に向けた支援をより一層進める必要がある。

②事業の必要性

このため、本事業により、地域移行推進員を指定相談支援事業者等に配置し、退院・退所及び地域定着に向けた支援を行うとともに、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整を行う地域体制整備コーディネーターの配置を行うことにより、障害福祉計画に基づく退院可能精神障害者の地域移行及び医療計画に基づく精神病床の削減の着実な達成を目指すものである。

(2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

①現状分析

評価対象事業は全都道府県の337圏域（全圏域の約9割）で実施されている。

②問題点

活動状況は地域差が大きい。

③問題分析

地域により高齢者や長期入院者に対する取組には差があり、活動が不十分である。

④事業の必要性

障害者自立支援法の一部改正により、同事業のうち地域移行推進員の活動については同法に個別給付として位置付けられた。（平成24年4月1日より施行）

(現状・問題分析に関連する指標)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	実施圏域数	148	236	295	309	集計中
(調査名・資料出所、備考等) 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ						

(参考統計の動き)

		H18	H19	H20	H21	H22
1	平均在院日数(単位:日)	320.3	317.9	312.9	307.4	集計中
2	精神病床数(単位:床)	352,437	351,188	349,321	348,121	集計中
(調査名・資料出所、備考等) 大臣官房統計情報部調べ						

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県・政令指定都市

(2) 概要

対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業所等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図るとともに必要に応じ既に退院・地域移行した当事者による支援等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。

- ・精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成
- ・院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)に係る同行支援等
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・複数圏域にまたがる課題の解決に関する相談、助言

(3) 目標

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)に基づく、退院可能精神障害者の地域移行の推進

(4) 予算

会計区分：

平成 24 年度予算要求：－

精神障害者地域移行・地域定着支援事業全体に係る予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
1,790 百万円	1,705 百万円	1,670 百万円	665 百万円	-

※障害者自立支援法の一部改正により、同事業のうち地域移行推進員の活動については同法に個別給付として位置付けられた（平成 24 年 4 月 1 日より施行）。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

（行政関与の必要性）

平成 16 年 9 月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、退院可能精神障害者について、10 年後の解消を図ることを基本方針として提示し、都道府県単位で医療と保健・福祉が連動した計画的な取組を進め、国としては全国レベルでの計画等を定めることとしている。これを受けて、「障害福祉計画の基本指針」（平成 18 年 6 月）を国が策定し、「平成 24 年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」こととし、都道府県においてもこれを踏まえた障害福祉計画を策定しており、行政の関与が必要である。

（国で行う必要性）

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（平成 16 年 9 月）において基本方針を提示しているが、現実的には十分な予算が確保できないなどの理由により退院促進事業が実施されていない。このため、全圏域において確実に実施することが重要であることから、平成 20 年度から平成 24 年度までを集中的取組期間として既存の精神障害者促進支援事業を地域生活支援事業から独立させ、新たな特別対策事業として実施することにより、国として地方の取組を支援する必要がある。

(2) 有効性の評価

平成 15 年から平成 17 年までモデル的に実施された精神障害者退院促進支援事業においても、自立支援員を配置し、精神科病院内の精神保健福祉士等と連携して個別支援を行うことにより、退院支援に結びついてきたところであるが、本事業において、平成 24 年までの集中的取組期間として圏域を全圏域に拡大し、退院後の定着支援も含めて実施することにより、自立した地域生活への支援が充実、強化され、確実な精神障害者の地域移行が期待される。

(3) 効率性の評価

平成24年度までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。

5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

地域移行推進員等の活動により、退院可能精神障害者の地域移行を推進し、退院可能精神障害者等の地域移行を図る。

②有効性の評価

長期間入院している等、地域移行が困難と思われていた精神障害者であっても、適切な支援を行えば地域で生活できる可能性があることを確認できた。

③事後評価において特に留意が必要な事項

同事業のうち地域移行推進員の活動については、障害者自立支援法の一部改正により同法に位置付けられた（平成24年4月1日施行）。

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

地域移行推進員の活動により、退院可能精神障害者の地域移行が促進された他、精神科病院スタッフの意識改革等にもつながっている。

平成24年度までに集中的に取り組んで全国的に事業実施し、効率的に事業の目的を達成することができた。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

障害者自立支援法の一部改正により、同事業のうち地域移行推進員の活動については同法に個別給付として位置付けられた。（平成24年4月1日より施行）

6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H18	H19	H20	H21	H22
1	本事業により退院した精神障害者数	261	544	745	790	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ						
アウトプット指標		H18	H19	H20	H21	H22
2	本事業を利用した精神障害者数	786	1,508	2,021	2,272	集計中
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課調べ						

7. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

・平成22年6月29日閣議決定

「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし